



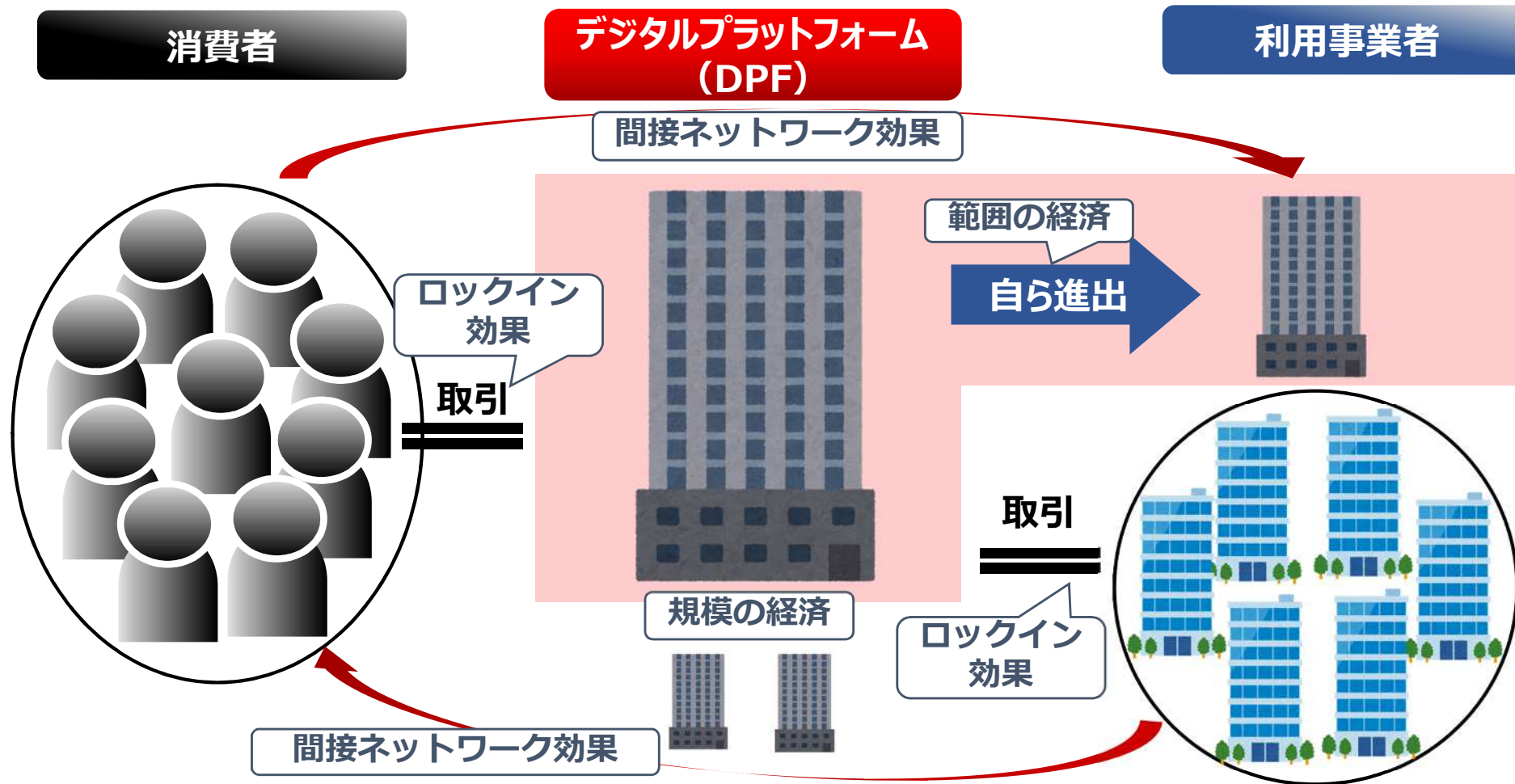
公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

公正取引委員会のデジタル分野の取組

(2024年7月)

Contents :

- デジタルプラットフォームを巡る問題意識
- デジタル分野に係る公正取引委員会の体制
 - ・ アドボカシーとエンフォースメントの連携・強化
 - ・ デジタル分野の専門人材の登用
- 公正取引委員会におけるデジタル分野の主な取組
 - ・ エンフォースメント（主な事件審査、主な企業結合）
 - ・ アドボカシー（実態調査の例（ニュースコンテンツ配信分野、コネクテッドTV、モバイルOS等））
- 政府全体のルール整備への貢献
 - ・ スマホソフトウェア競争促進法
- 国際連携の例



【 便益 】

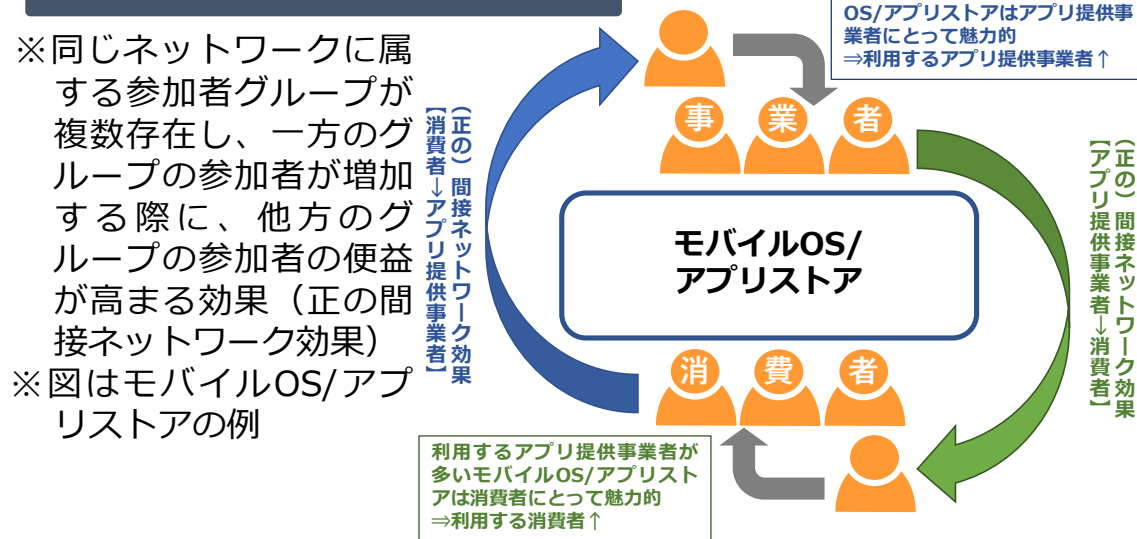
- ・利用事業者には新たなビジネスチャンスが提供される。
- ・利用事業者のほか、**規模の経済**や**範囲の経済**を活かしたDPF自らが、様々なサービスを安価（又は**無料**）で提供することで、消費者の利便性が向上。
- ・多面市場に散在する**大量のデータを集積・構造化**し、新たな価値を創出。
⇒**社会に多大な便益をもたらす。**

【 弊害 】

- ・**間接ネットワーク効果**、**ロックイン効果**、**規模の経済**などの特徴により、特定のDPFに利用者が集中する一方で新規参入が困難となる傾向にあることから、**独占・寡占**に至り得るとともに、利用者との取引において交渉上優位な立場にもなり得る。
- ・利用事業者と競合するサービスを自ら提供した場合に、**自己優遇**のインセンティブが生じ得る。
⇒**競争上の問題が生じ得る。**

- デジタルプラットフォームに関しては、一定の規模を達成した場合、**間接ネットワーク効果**が十分に生じ、**規模の経済**及び**ロックイン効果**が更に強く働くことで、市場における地位がより強固なものになる。また、**範囲の経済**が働くことで、サービス提供分野の拡大が容易になるという特徴もある。

1. 間接ネットワーク効果



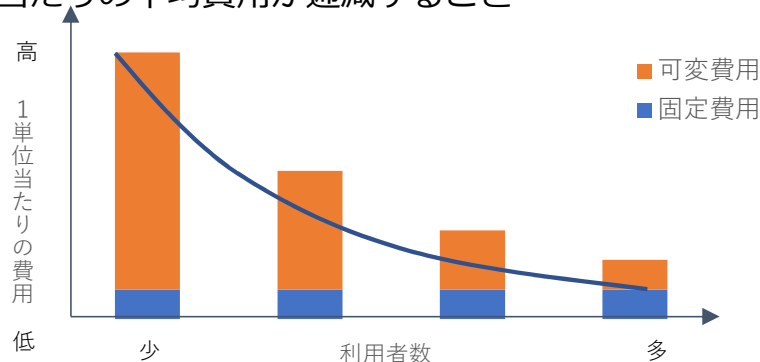
2. ロックイン効果

- ※ある財・サービスの利用者がその利用を止めて別の財・サービスに利用を変更したいと考えたとしても、スイッチングコストや間接ネットワーク効果等の理由により、その変更を行えない状態
- ※図はモバイルOSの例



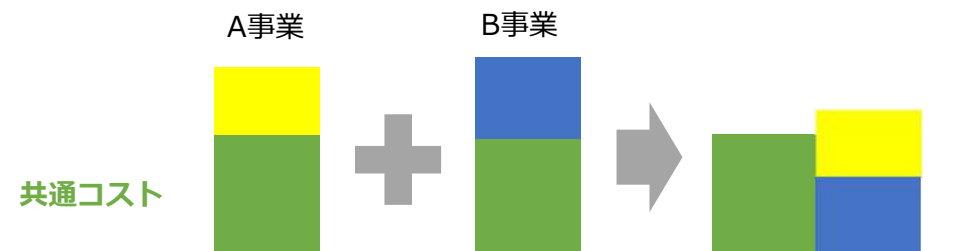
3. 規模の経済

- ※ある財・サービスの生産量を増やすほど当該財・サービスの1単位当たりの平均費用が逡減すること



4. 範囲の経済

- ※複数の財・サービスをそれぞれ別の企業で生産するよりも、同一企業がまとめて生産する方が、当該財・サービスの生産費用が小さくなり、効率性が高まること



政策立案 （アドボカシー）

デジタル市場企画調査室

- デジタル市場についての取引実態の把握
- デジタル市場における競争環境の整備に向けた取引慣行の改善等の提言
- デジタル分野の外部専門家との積極連携

事件審査 （エンフォースメント）

上席審査専門官（デジタルプラットフォーマー担当）

- デジタルプラットフォーム企業による独占禁止法違反被疑事件の審査を専門的に担当
- デジタル分野における審査のノウハウの蓄積

デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進に向けて

4

—アドボカシーとエンフォースメントの連携・強化—

令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」を踏まえ、公正取引委員会は、厳正かつ的確な法執行（エンフォースメント）と取引慣行の改善や規制・制度の見直しを提言する唱導（アドボカシー）を「車の両輪」として取り組み、組織全体としてデジタル化等経済社会の変化への対応を強化する。

アドボカシーの実効性の強化

- ・関係府省庁との積極的な対話と戦略的な連携、説得力ある提言、効果的な对外発信、適時適切なフォローアップ等
 - ・実態調査を通じたアドボカシーについて、実態調査の役割、対象分野、実施方法といった基本的な考え方を明らかにし、実態調査に対する幅広い理解・協力を求める
- 目的達成のために必要かつ相当な範囲での独禁法第40条に基づく調査権限の行使、調査の背景や問題意識を明確にした分かりやすい発信 等

エンフォースメントの強化

- ・デジタル市場に係る行為等を中心に、情報収集の必要性がある場合等には、審査の初期段階等であっても事件の概要を公表して広く第三者から情報・意見を募集
- ・事件審査開始の判断のための情報収集が任意の手法では困難な場合、目的達成のために必要かつ相当な範囲で、独禁法第40条に基づく調査権限を行使
- ・取締役会における資料等の内部文書の企業結合審査における活用
- ・経済分析室と連携した経済分析の活用

アドボカシーとエンフォースメントの連携の促進

実態調査を通じて得られた情報・知見の活用

- ・調査票等に申告窓口を明記し、独禁法に違反するおそれのある具体的な事実に係る情報提供の呼びかけ
- ・実態調査で収集した情報を法執行部門で活用する可能性がある場合には、その旨を調査票等に明記する。記載がなくとも、情報提供が行われた場合には、法執行部門での活用について了承を得る

- ・実態調査での取組を通じて提供される情報を積極的に活用するなど、実態調査からシームレスに個別のエンフォースメントにつなげる
- ・実態調査において得られたデジタル市場等に関する最新の知見や分析結果のエンフォースメントでの活用

エンフォースメント発動可能性によるアドボカシーの実効性強化

機能・体制の計画的な充実・強化

専門人材活用を含めた専門的知見に係る人的基盤の拡充など質的な充実と併せ、組織・人員の抜本的な拡充など量的な充実を図ることにより、デジタル・経済分析・審査情報解析・企業結合分野を始めとして公正取引委員会の機能・体制を重点的かつ計画的に強化する。

- 専門性が高く変化の激しいデジタル分野において効果的に競争政策を推進するため、専門人材の登用を通じて最先端の知見を実務に反映。

デジタルスペシャルアドバイザー（DSA）

- 5G、AI、デジタル広告、プライバシー等に係る専門家であるデジタルスペシャルアドバイザー 4名に嘱託（令和6年7月現在）
 - ⇒ 各アドバイザーの専門分野の市場動向/技術動向等についての最前線の情報を収集。
 - ⇒ 公正取引委員会が実施する実態調査等について助言を得る。

デジタルアナリスト（DA）

- デジタル分野の外部専門家であるデジタルアナリスト 7名の体制（令和6年7月現在）
 - ⇒ DSAとは異なり、国家公務員（非常勤職員）として採用。
 - ⇒ DSA同様の業務に加えて、自ら調査企画・立案業務も行う。
 - ⇒ デジタル分野に係る各種データ分析等も企画・実施。

Ⅷ.社会的課題を解決する経済社会システムの構築

4.スマートフォンアプリ等の競争環境の整備

デジタルプラットフォーマーの寡占により、スマートフォン上のアプリストアの手数料が高止まりする等の問題がある中で、スマートフォンアプリ等における公正・公平な競争環境の整備が重要である。このような観点から、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律について、公正取引委員会が、規制対象事業者のほかアプリ事業者等の関係者と円滑にコミュニケーションを取りながら、セキュリティ確保や青少年保護等を図りつつ迅速かつ効果的に運用する。このため、情報技術や情報セキュリティ等の高度な専門人材の登用を進める等、公正取引委員会の体制を質・量両面で抜本的に強化する。

（「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」（令和6年6月21日閣議決定））

1. 事件審査関係

※社名等一部略称。

- Google LLCから申請があった確約計画の認定（R6.4）
- Google LLCによる独占禁止法違反被疑行為に関する審査の開始及び第三者からの情報・意見の募集（R5.10）
- サイネックス及びスマートバリューから申請があった確約計画の認定等（R4.6）
- エキスペディア・ロッキング・パートナー・サービシーズ・サールから申請があった確約計画の認定等（R4.6）
- Booking.com B.V.から申請があった確約計画の認定等（R4.3）
- 楽天（オンラインモール）に対する独占禁止法違反被疑事件の処理（R2.2 緊急停止命令の申立て、R3.12改善措置の実施を確認し審査を終了）
- ユニクエストに対する独占禁止法違反被疑事件の処理（R3.12）
- アップルに対する独占禁止法違反被疑事件の処理（R3.9改善措置の実施を確認し審査を終了）
- アマゾンジャパンから申請があった確約計画の認定（R2.9）

2. 企業結合審査関係

※括弧内は公表日又は9条通知日

- TBSホールディングスによるU-NEXTの株式取得（R6.7）
- ゼンリン及びアイシンによるトヨタマップマスターの株式取得（R6.1）
- アマゾン・ドット・コム・インク及びアイロボット・コーポレーションの統合（R6.1）
- アドビ・インク及びフィグマ・インクの統合（R5.12）
- マイクロソフト・コーポレーション及びアクティビジョン・ブリザード・インクの統合（R5.3）
- セールスフォース・ドットコム・インク及びスラック・テクノロジーズ・インクの統合（R3.7）
- グーグル・エルエルシー及びフィットビット・インクの統合（R3.1）
- Zホールディングス及びL I N Eの経営統合（R2.8）

3. ガイドライン関係

- 「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の策定（R1.12）
- デジタル分野の企業結合案件に的確に対応するため「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」及び「企業結合審査の手続に関する対応方針」の改定（R1.12）

4. 実態調査関係

- コネクテッドTV及び動画配信サービス等に関する実態調査報告書（R6.3）
- ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書（R5.9）
- フィンテックを活用したサービスに関するフォローアップ調査報告書（R5.3）
- モバイルOS等に関する実態調査報告書（R5.2）
- ソフトウェア業の下請取引等に関する実態調査報告書（R4.6）
- クラウドサービス分野の取引実態に関する報告書（R4.6）
- 官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書（R4.2）
- デジタル広告分野に関する実態調査報告書（R3.2）
- 共通ポイントサービスに関する実態調査報告書（R2.6）
- 家計簿サービス等に関する実態調査報告書及びQRコード等を用いたキャッシュレス決済に関する実態調査報告書（R2.4）
- 飲食店ポータルサイトに関する実態調査報告書（R2.3）
- オンラインモール・アプリストアに関する実態調査報告書（R1.10）

5. 研究会・検討会関係

- データ市場に係る競争政策に関する検討会（R3.6報告書公表）
- アルゴリズム/AIと競争政策に関する研究会（R3.3報告書公表）
- 業務提携に関する検討会（R1.7報告書公表）

事件名	行為の概要	公取委の対応
Google LLCに対する件 （令和6年4月22日）	ヤフーとの間で締結していた「GOOGLE SERVICES AGREEMENT」と題する契約を、自社の子会社を通じて変更し、ヤフーに対し、モバイル・シンジケーション取引*に必要な検索エンジン及び検索連動型広告に係る技術の提供を制限することで、ヤフーがモバイル・シンジケーション取引を行うことを困難にしていた。	公正取引委員会が確約手続通知を行ったところ、Google LLCから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認められたことから、当該計画を認定。
サイネックス及びスマートバリューに対する件 （令和4年6月30日）	左記2社は、自らのホームページをリニューアルする業務の発注を検討している市町村等に対してそれぞれが行う受注に向けた営業活動において、オープンソースソフトウェアのCMSを取り扱う事業者が受注競争に参加することを困難にさせる要件を当該業務の仕様に盛り込むよう働き掛けていた。	公正取引委員会が確約手続通知を行ったところ、左記2社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認められたことから、当該計画を認定。
エキスペディア・ロジック・パートナー・サービスズ・サールに対する件 （令和4年6月2日）	宿泊施設の運営業者との契約において、Expediaサイトに掲載する宿泊料金及び部屋数について他の販売経路と同等又はより有利なものとする条件（自社ウェブサイト等の販売経路に係る条件を除く。）を定めるとともに、当該条件の遵守を要請等していた。	公正取引委員会が確約手続通知を行ったところ、エキスペディアから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認められたことから、当該計画を認定。
Booking.com B.V.に対する件 （令和4年3月16日）	宿泊施設の運営業者との契約において、Booking.comサイトに掲載する宿泊料金及び部屋数について他の販売経路と同等又はより有利なものとする条件（自社ウェブサイト等の販売経路に係る条件を除く。）を定めるとともに、当該条件の遵守を要請等していた。	公正取引委員会が確約手続通知を行ったところ、Booking.com B.V.から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認められたことから、当該計画を認定。

* 検索連動型広告の配信を行う事業者が、ウェブサイト運営者等から広告枠の提供を受け、検索連動型広告を配信するとともに、当該広告枠に配信した検索連動型広告により生じた収益の一部を当該事業者に分配する取引をいう。

事件名	行為の概要	公取委の対応
楽天グループ株式会社に対する件 (令和3年12月6日)	「楽天市場」において、1回の合計の注文金額が税込3,980円以上（一部地域を除く。）の場合に商品の販売価格とともに「送料無料」と表示する施策を実施しようとするに当たり、一部の出店者に対して同施策への参加を余儀なくさせている等の疑いがあった。	公正取引委員会が楽天グループに対して左記問題を指摘したところ、改善措置を講じた旨の報告がなされたため、公正取引委員会において、その内容を検討したところ、左記の疑いを解消するものと認められたことから、今後、同社が改善措置を実施したことを確認した上で本件審査を終了することとした。
株式会社ユニクエストに対する件 (令和3年12月2日)	自社の運営するインターネット葬儀サービスを利用する葬儀社に対し、他のインターネット葬儀サービスを営む事業者と取引することを制限している疑いがあった。	公正取引委員会がユニクエストに対して左記問題を指摘したところ、改善措置を講じた旨の報告がなされたため、公正取引委員会において、その内容を検討したところ、左記の疑いを解消するものと認められたことから、本件審査を終了した。
アップル・インクに対する件 (令和3年9月2日)	iPhone 向けのアプリケーションを掲載するApp Storeの運営に当たり、App Store Reviewガイドラインに基づき、デベロッパーがアプリ内でデジタルコンテンツの販売等をする場合、アップルが指定する課金方法（IAP）の使用を義務付けるなどの行為を実施。	公正取引委員会がアップルに対して左記問題を指摘したところ、同社から、音楽配信事業等におけるリーダーアプリ（ユーザーがウェブサイト等で購入したデジタルコンテンツを専ら視聴等することに用いられるアプリ）についてアウトリンク（消費者をIAP以外の課金による購入に誘導するボタンや外部リンクをアプリに含める行為）を許容することとし、ガイドラインを改定すること等の申出がなされ、左記問題を解消するものと認められたことから、今後、同社が改善措置を実施したことを確認した上で本件審査を終了することとした。
アマゾンジャパン合同会社に対する件 (令和2年9月10日)	取引上の地位が自社に対して劣っている疑いのある納入業者（本件納入業者）に対し、在庫補償契約を締結することにより、当該契約で定めた額を、本件納入業者に支払うべき代金の額から減じるなどの行為を実施。	公正取引委員会が確約手続通知を行ったところ、アマゾンジャパンから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認められたことから、当該計画を認定。なお、当該計画が実施されることにより、本件納入業者のうち約1400社に対し、総額約20億円の金銭的価値の回復が行われた。

事件名	公取委の対応
TBSホールディングスによるU-NEXTの株式取得 （令和6年7月；主要な企業結合事例内で公表）	【審査の観点】 当事会社グループが営む事業の間で競争関係又は取引関係にあるものは複数存在するところ、本件行為により競争上の影響が生じうる企業結合の形態として、①映像コンテンツ制作事業及び映像コンテンツ配信事業における水平型企業結合並びに②映像コンテンツ制作事業を川上市場、映像コンテンツ配給事業、映像コンテンツ配信事業及び多チャンネル有料放送事業をそれぞれ川下市場とする垂直型企業結合、川上市場を映像コンテンツ配給事業、川下市場を映像コンテンツ配信事業とする垂直型企業結合などについて重点的に審査を実施。 なお、本件は、届出基準を満たさないが、TBSホールディングスから相談を受けたことで審査を行ったもの。 【審査結果の概要】 ①需要者からの競争圧力や、複数の競争事業者が存在すること等から、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならないと判断した。 ②当事会社グループに投入物閉鎖や顧客閉鎖を行う能力がないこと等から、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならないと判断した。
ゼンリン及びアイシンによるトヨタマップマスターの株式取得 （令和6年1月；排除措置命令を行わない旨の通知）	【審査の観点】 当事会社グループが営む事業の間で競争関係又は取引関係にあるものは複数存在するところ、競争に与える影響が比較的大きいと考えられた①カーナビD B事業及びネットD B事業における水平型企業結合並びに②川上市場をカーナビD B事業、川下市場をカーナビソフト事業とする垂直型企業結合などについて重点的に審査を実施。 【審査結果の概要】 ①当事会社グループの地位や競争者の状況、隣接市場及び需要者からの競争圧力を総合的に検討し、隣接市場や需要者の競争圧力が働くこと等から、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならないと認められないと判断した。 ②当事会社グループには顧客閉鎖を行う能力がないと考えられることや、隣接市場及び需要者からの競争圧力が働くこと等から、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならないと認められないと判断した。

事件名	公取委の対応
マイクロソフト・コーポレーション及びアクティビジョン・ブリザード・インクの統合 （令和5年3月；排除措置命令を行わない旨の通知）	【審査の観点】 当事会社グループのうち、特にマイクロソフトグループの事業は多岐にわたるところ、本件行為により競争に与える影響が大きいと考えられた企業結合の形態として、①ゲームコンソール向けゲーム開発・発行事業を川上市場、ゲームコンソール向けゲームの買切り型配信事業を川下市場とする垂直型企業結合及び②ゲームコンソール向けゲーム開発・発行事業を川上市場、クラウドゲーミングサービス提供事業を川下市場とする垂直型企業結合などについて重点的に審査を実施。 【審査結果の概要】 ①については、垂直型企業結合のセーフハーバー基準に該当し、②については、競争事業者が存在し、ゲームはデジタル形式で配信されるため、供給余力が不足することになるとは考え難いことなどから、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならないと判断した。
セールスフォース・ドットコム・インク及びスラック・テクノロジーズ・インクの統合 （令和3年7月；排除措置命令を行わない旨の通知）	【審査の観点】 セールスフォース社が提供する商品・役務である「CRMソフトウェア」とスラック社が提供する商品・役務である「ビジネスチャットサービス」は、いずれも企業を需要者として、相互に一定の補完性を有しており、それぞれ、第三者の提供するアプリ等と統合して利用することが可能であるところ、本件においては、競争事業者に対するAPIの提供拒否、組合せ供給、秘密情報の交換等が日本全国のビジネスチャットサービス市場等における競争に与える影響の程度を考慮して審査を実施。 【審査結果の概要】 競争事業者の存在、排除効果の及ぶ可能性のある範囲が僅かであること等から、本件行為が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

事件名	公取委の対応
グーグル・エルエルシー及びフィットビット・インクの統合 (令和3年1月；審査終了)	【審査の観点】 グーグル・エルエルシー及びフィットビット・インクの統合によって、競争上の懸念を生じ得ると考えられる、①腕時計型ウェアラブル端末用OSの提供拒否等、②スマートフォン用OS（Android OS）の提供拒否等、③健康関連データの提供拒否等、④健康関連データのデジタル広告関連事業への利用等について、日本全国の腕時計型ウェアラブル端末市場等における競争を実質的に制限することとなるかという観点から審査を実施。 なお、本件は、届出要件を満たさないが、買収に係る対価の総額が大きく、かつ、本件行為が国内の需要者に影響を与えると思込まれたことから審査を行ったもの。 【問題解消措置】 ※当事会社グループから、当委員会と欧州委員会に対してほぼ同じ内容の問題解消措置を申出。 上記の審査の観点のうち、②～④について、以下の問題解消措置を講ずる。 ②への対応：本件行為実行日から10年間、腕時計型ウェアラブル端末メーカーに対し、Android APIの機能を提供し、Androidスマートフォン端末と腕時計型ウェアラブル端末との相互接続性を維持する。 ③への対応：本件行為実行日から10年間、当事会社グループが提供するWeb APIを通じたAPI利用による健康関連データベースへのアクセスを、アクセス料を無料で維持する。 ④への対応：本件行為実行日から10年間、 ・健康関連データをGoogleグループの デジタル広告関連事業に使用しない。 ・健康関連データについて、Googleグループ内の他のデータセットからの分離を維持する。 【審査結果の概要】 ①については、グーグルグループ以外に、腕時計型ウェアラブル端末用OSを無償でライセンスする競争事業者が存在し、川下市場の腕時計型ウェアラブル端末メーカーは切替え容易であることから、競争を実質的に制限することとならないと判断した。また、②～④については、当事会社グループが申し出た問題解消措置を講ずることを前提とすれば、本件行為が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

事件名	公取委の対応
Zホールディングス株式会社及びLINE株式会社の経営統合 （令和2年8月；排除措置命令を行わない旨の通知）	【審査の観点】 当事会社グループが競合又は取引関係に立つ取引分野のうち、特に本件統合による影響を大きく受けると考えられる3事業（ニュース配信事業、広告関連事業、コード決済事業）に係る市場について、重点的に審査を実施。 【問題解消措置】 コード決済事業について、現時点において直ちに競争を実質的に制限することとなるとはいえないが、排他的な取引条件の取扱い、データの利活用等の統合後における当事会社グループの行動や今後の市場の状況等によっては、ある程度自由に、価格等の条件を左右することができる状態が容易に現出し得るおそれがあるという懸念を払拭しきれないと考えられたため、当事会社グループに対してその点を指摘。これを受け、当事会社グループから以下の措置を講ずる旨の申出があった。 ①データの利活用の状況等に係る定期報告及び必要な措置の検討 ・加盟店手数料、データの利活用等のコード決済事業に関する事項を3年間報告する。 ・競争上の懸念が生じた場合は当委員会と協議し対応策を検討する。 ②加盟店に対する排他的な取引条件の撤廃 ・実行日時点までの排他的な取引条件を撤廃。 ・実行日から3年間は排他的な取引条件を課さない。 【審査結果の概要】 ニュース配信事業、広告関連事業については、有力な競争事業者の存在等から、競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断。また、コード決済事業についても、当事会社グループが申し出た問題解消措置を講ずることを前提とすれば、本件行為が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

エンフォースメントの強化に係る取組 ―企業結合審査における第三者からの情報・意見の募集―

- デジタル分野の案件を中心に、複雑かつ急速に変化する市場状況において、より広く第三者からの意見を収集する必要があると考えられるような企業結合案件については、**第2次審査の開始の如何を問わずに、必要に応じて、第三者から意見聴取する旨公表し、情報・意見を募集**する（令和4年6月16日公表）。

■ マイクロソフト・コーポレーション及びアクティビジョン・ブリザード・インクの統合

（募集期間：令和4年6月16日～同年7月15日）

※マイクロソフト・コーポレーション（本社米国）又はアクティビジョン・ブリザード・インク（本社米国）をそれぞれ最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団は、共にゲーム関連事業を営んでいる。

■ グーグル・エルエルシー及びマンディアント・インクの統合

（募集期間：同上）

※グーグル・エルエルシーの最終親会社であるアルファベット・インク（本社米国）と既に結合関係が形成されている企業の集団（グーグルグループ）は、主にデジタル広告事業、インターネット検索事業、クラウドサービス事業、ソフトウェア提供事業及びハードウェア提供事業を営んでいる。

※マンディアント・インク（本社米国）を最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団（マンディアントグループ）は、サイバーセキュリティ事業を営んでいる。

■ アドビ・インク及びフィグマ・インクの統合

（募集期間：令和5年4月10日～同年5月9日）

※アドビ・インク（本社米国）を最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団は、主に画像やイラスト等のデジタル・コンテンツの作成に係るソフトウェア事業を営んでいる。

※フィグマ・インク（本社米国）を最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団は、ウェブサイト及びアプリのデザイン並びにオンラインホワイトボードに係るソフトウェア事業を営んでいる。

■ シノプシス・インクによるアンシス・インクの買収

（募集期間：令和6年7月26日～同年8月30日）

※シノプシス・インク（本社米国）を最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団は、主に半導体チップの回路設計及びレイアウト設計等（Electronic Design Automation）に用いられるソフトウェアの製造販売業を営んでいる。

※アンシス・インク（本社米国）を最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団は、コンピュータ上で様々なシミュレーションを行うことにより、実際に試作や実験を行わなくても、製品の構造強度や熱の分散等の工学的問題を解析することができるソフトウェア（Simulation & Analysisソフトウェア）の製造販売業を営んでいる。

調査趣旨

- 近年、消費者におけるニュースの閲覧方法として、**新聞、雑誌等の既存のニュースメディアの利用が減少**する一方で、**ニュースポータルなどのニュースプラットフォームの利用が増加**。
- ニュースコンテンツが国民に適切に提供されることは、**民主主義の発展において必要不可欠**。また、消費者に情報を届けるという観点で、**消費者における自主的かつ合理的な商品等の選択を通じた公正な競争環境の確保に資する**ものとしても重要。
- 一方、ニュースプラットフォーム事業者とニュースメディア事業者との取引や、ニュースプラットフォームにおけるニュースコンテンツの利用状況によっては、消費者が**質の高いニュースコンテンツを享受することが困難**になるおそれ。
- 「デジタル広告分野の取引実態に関する最終報告書」（令和3年2月公表）で指摘した許諾料を含む取引条件の明確化等の課題に関し、**実質的な改善が進んでいない**。



- **ニュースプラットフォーム事業者とニュースメディア事業者の取引等における公正性・透明性を高めるとともに、公正な競争環境を確保する観点から**、課題の解決に向けてより実効性のある提言を行うことを目的として、本調査を実施。

調査方法

ニュースメディア アンケート

実施期間：R4.11.16～R4.12.7
対象：新聞協会、雑誌協会、民放連の加盟事業者
発送先数：319者
回答者数：220者（回答率69.0%）

消費者 アンケート

実施期間：R5.2.17～R5.2.20
対象：携帯電話等で週に3日以上、ニュースコンテンツを閲覧する人
回答者数：2,000名

聴取調査

以下へのヒアリング・書面調査を実施

ニュースメディア事業者・事業者団体：53者
ニュースプラットフォーム事業者：7者
有識者：5者

国際協力

米国連邦取引委員会、オーストラリア競争・消費者委員会及びフランス競争委員会と意見交換等を実施

ニュースポータルに係る課題

- **取引の実態** ✓ 許諾料単価（1,000PV当たり）の平均は124円（最大251円、最小49円）。なお、ニュースメディアサイト上での広告単価（1,000PV当たり）の平均は352円。※PVとはウェブページの閲覧をいう。
✓ ニュースポータルの閲覧数に占める、ニュースメディア事業者のウェブサイトへの送客数の平均割合は8.9%。
- ① 一方的な契約変更等による著しく低い許諾料の設定 … 許諾料の水準の決定根拠等について開示することが望ましい。一方的な契約変更等により著しく低い許諾料を設定する場合、独占禁止法上問題となり得る。
- ② 送客に影響し得るレイアウト等の変更 … 変更前に、事前に十分に説明することが望ましい。変更による送客減少後も十分協議せず取引条件を変更しない場合、独占禁止法上問題となり得る。
- ③ 主要ニュース表示欄の選定基準の恣意的な運用 … 選定基準を具体的に明示し、変更時には事前に十分説明することが望ましい。明示した内容と異なる基準によりニュースコンテンツ掲載の機会を減少させた場合、独占禁止法上問題となり得る。
- ④ ニュースコンテンツの配信制限 … 配信可能なニュースコンテンツの範囲を具体的に明示することが望ましい。事前に明示した範囲を超えてのニュースコンテンツ配信の制限、修正要請は、独占禁止法上問題となり得る。

インターネット検索に係る課題

- **アンケート結果** ✓ インターネット検索結果からニュースメディアサイトにアクセスしないことがある消費者は8割超。
✓ 消費者がニュースコンテンツを探す際に利用するサービスは、Google検索が約28%、Yahoo!検索が約26%。
- ① 検索結果におけるニュースコンテンツの利用 … 著作権法を踏まえ、十分な交渉等を通じて共通認識が得られることが望ましい。著作権の行使が可能な場合に、一方的に著しく低い許諾料を設定等する場合、独占禁止法上問題となり得る。
- ② インターネット検索結果におけるニュースコンテンツの自社優遇 … ニュースメディア事業者が一次配信するものとニュースポータル事業者が二次配信するものを同等の条件で取り扱うことが望ましい。競争者の取引を妨害することにより、その取引機会を減少等させる場合には、独占禁止法上問題となり得る。

取引条件に係る交渉方法

- ✓ 共同交渉については、価格等の重要な競争手段を制限する場合には独占禁止法上問題となるおそれがあるが、①データの開示要請、②業界の窮状を訴える文書の作成・配布、③ニュースポータル上のレイアウト変更の要請等は、独占禁止法上問題とならない。
- ✓ 著作権等管理事業法の枠組みに基づき、著作権管理事業者が、複数のニュースメディア事業者のニュースコンテンツの提供に係る許諾料を含め、ニュースプラットフォーム事業者と交渉を行うことは、独占禁止法上問題とならない。

調査趣旨

- 近年、若年層を中心にテレビ放送の視聴時間が約10年間で**30～40%**減少する一方、**動画配信サービスの利用率**は、**17.4%**（2019年度）から**52.1%**（2022年度）と、**コロナ禍の時期に急増**。
- 動画配信サービス等を利用する機器として、「**コネクテッドTV**」（**スマートテレビ又はストリーミングデバイス**）が普及。スマートテレビの普及率は**18.0%**（2016年）から**32.7%**（2021年）に、ストリーミングデバイスの普及率は**8.9%**（2016年）から**33.7%**（2023年）に上昇。
- こうした状況の下、コネクテッドTVの機能を制御する基本ソフトウェアであるテレビ向けOSを提供する**Amazon・Googleの支配力が強まってきていることへの懸念**などの指摘。
- 動画配信サービス提供事業者等が**不当に排除**される、**不当に不利益**を受けるなどにより、**多様で良質なコンテンツの配信が損なわれ**、ひいては**消費者に不利益**が生じるおそれ。

コネクテッドTV及び動画配信サービス等の実態に関する調査を実施。

調査方法

消費者アンケート

実施日：R5.7.10
対象：動画配信サービス等の利用者
回答者数：4,000名

事業者アンケート

対象：動画配信サービス提供事業者
発送先数：26社
回答者数：22社（回答率84.6%）

聴取調査

- ・関係事業者43社に対するヒアリング等を実施
- ・Amazon及びGoogleに対し書面による意見聴取
- ・関係省庁1機関に対しヒアリングを実施

国際協力

インド競争委員会及び韓国公正取引委員会との間で意見交換等を実施

コンテンツ

動画配信サービス

テレビ向けOS

デバイス

競争状況の評価	寡占化しやすい市場とまではいえないが、今後、経営統合等を通じて特定の事業者が独占的・寡占的地位を有するようになった場合、当該事業者の交渉力が現状より増大する可能性あり。		
コンテンツの対価等を巡る課題	①コンテンツの対価	独占禁止法上の考え方 ・主要な事業者は、優越的地位にある可能性あり。 ・一方的に著しく低い対価を設定し、不当に不利益を与えた場合、独禁法上問題あり。	競争政策上望ましい対応 ・対価の設定において十分な交渉を行う。 ・ユーザーの視聴状況等に係る情報提供を行う。
	②YouTubeの広告収益の配分		
	③視聴データ等の共有		
その他の課題	①著しく低い利用料の設定	・事業活動を困難にさせるおそれがある場合、独禁法上問題あり。	・変更内容を事前に通知の上、十分に協議する。 ・事前に十分に協議した上で、十分な猶予期間を設ける。
	②動画配信サービスと別サービスとの組み合わせ	・競争者の取引機会の減少・競争者排除の場合、独禁法上問題あり。	
	③サービスやルール等の変更		
競争状況の評価	Amazon及びGoogleの2社がシェアの大半を占めるとともに、一旦寡占化が進行するとそれが維持されやすいと考えられ、将来的にこれら2社の市場に対する影響力が強まる蓋然性あり。		
自社優遇を通じた競争者排除 (競合する動画配信サービス提供事業者の排除)	①ランキングやおすすめ表示等	独占禁止法上の考え方 ・競争者の取引機会の減少・競争者排除の場合、独禁法上問題あり。	競争政策上望ましい対応 ・アプリ配置順等の基準を可能な限り開示し、自社と他社とで同等の条件を適用する。 ・社内における部門間での情報遮断措置を採る。
	②アプリ配置順やプリインストール		
	③競合サービスの提供制限		
	④データの収集・利用		
	⑤リモコンボタンの設置		
不当に不利益を与える行為	①アプリ内広告に対する手数料徴収 (Amazonによるポリシー変更含む)	・Amazon及びGoogleは、優越的地位にある蓋然性あり。 ・一方的な不利益変更・要請を行い、不当に不利益を与えた場合、独禁法上問題あり。	・事前に十分に協議した上で、十分な猶予期間を設ける。 ・課金システム利用の選択、他社課金システムへの誘導を許容する。
	②新規機能の開発等の要求		
	③自社課金システムの利用要求		

調査の趣旨・意義

- 新型コロナウイルス感染拡大も受け、経済のデジタル化はより一層進展。人々が多様なデジタルサービスにアクセスする際、主要な接点／入口となるのがスマートフォン。
 - ・消費者にとってスマートフォンは生活必需品となっており、スマートフォン利用率（全年代）は**95.3%**（2021年）
 - ・スマートフォン等のモバイル機器の利用時間（全年代、平日）も、**37.6分**（2012年）から**110.0分**（2021年）に増加
- スマートフォン上のアプリやスマートフォンと連携して用いられる商品を通じてサービスを提供するためには、モバイルOS及びアプリストアといったアプリ流通ルートへのアクセスが必須。
- モバイルOSやアプリ流通ルートの競争の実態を把握することは、これらの市場（モバイルOS市場、アプリ流通サービス市場）に加えて、スマートフォン上で提供されるアプリや、スマートフォンと連携して用いられる商品の市場（アプリ市場その他周辺市場（※））も含め、競争環境を整備する観点からも非常に重要。

（※）スマートフォンと連携して用いられる商品（スマートウォッチ、スマートスピーカー等）の市場については周辺市場とし、アプリ市場と併せて「アプリ市場その他周辺市場」として捉える。

【調査（競争環境の評価）対象市場】

モバイルOS市場

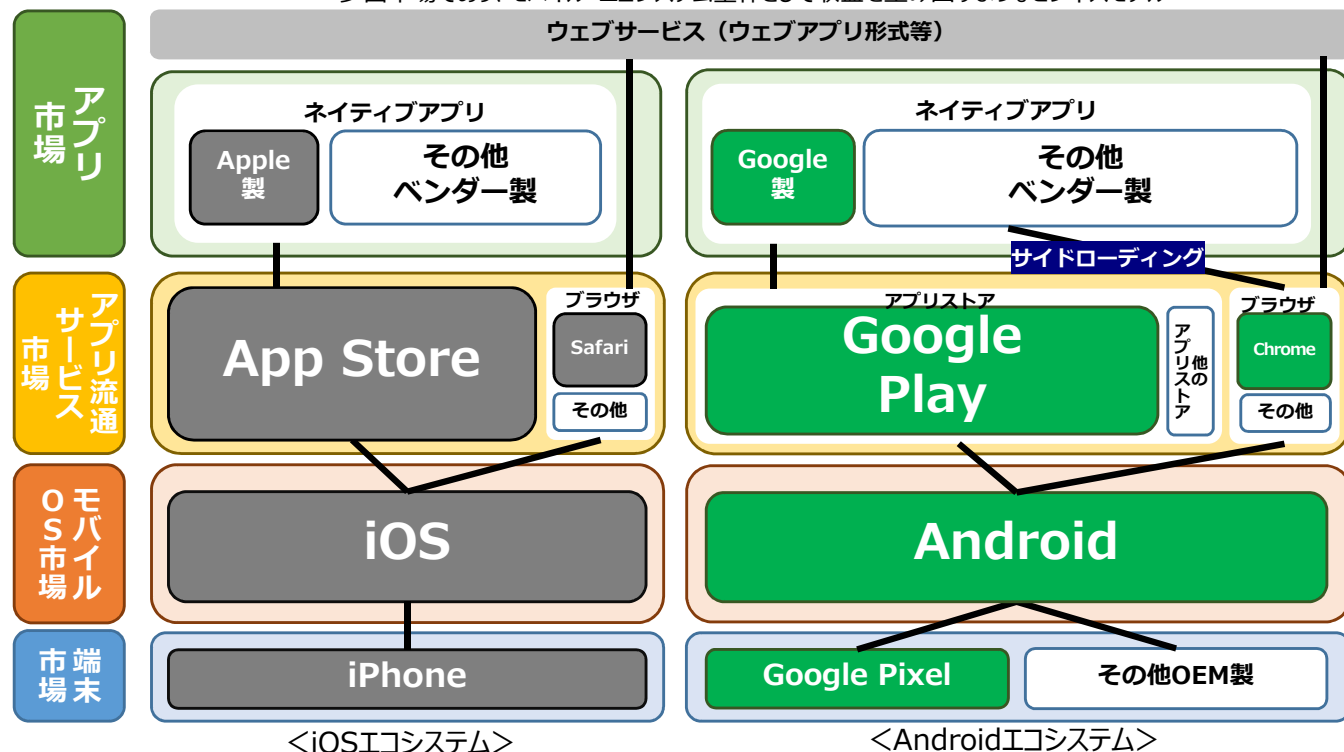
アプリ流通サービス市場

- ・これらの市場において有効な競争が働いているかどうかや、モバイルOS市場とアプリ流通サービス市場の競争状況がアプリ市場その他周辺市場の競争に与える影響等について調査。

市場の状況

モバイルOSを中心としたエコシステム（モバイル・エコシステム）

- ・スマートフォンユーザーと多くの商品・サービス提供事業者とをつなぐため形成されたレイヤー構造
- ・多面市場であり、モバイル・エコシステム全体として収益を生み出すようなビジネスモデル



競争環境の評価

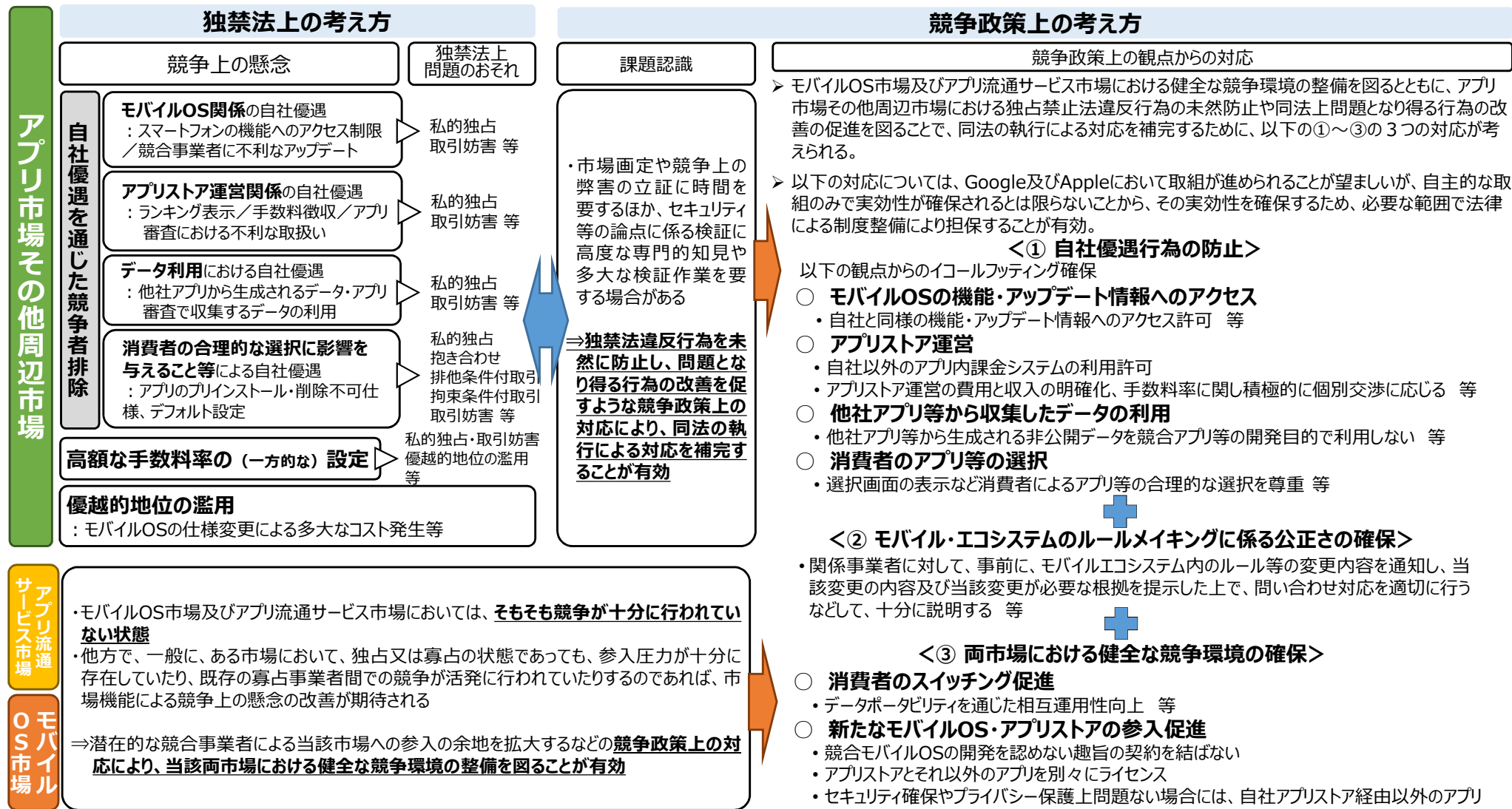
- アプリ市場その他周辺市場においては、新しいアプリや商品が誕生しており、競争が一定程度行われている状況

Google・Appleは、モバイルOS提供・アプリストア運営を行いながら、アプリ市場その他周辺市場において他の事業者と競合（二重の立場）

- モバイルOS市場・アプリ流通サービス市場においては、Google・Appleが提供するモバイルOS・アプリストアに対し、十分な競争圧力が働いていない

○モバイルOSのシェア（端末ベース）
Android：53.4% iOS：46.6%

○アプリストアのシェア等
・Google Play：約1兆400億円、App Store：約1兆5900億円（売上高）
・iOSにおけるApp Storeのシェアは100%
・AndroidにおけるGoogle Playのシェアは90%台後半と推定



公正取引委員会の今後の対応

- モバイルOS提供事業者又はアプリストア運営事業者に関し、**独占禁止法上問題となる具体的な案件に接した場合には、引き続き厳正・的確に対処**する。
- モバイル・エコシステムにおける競争環境の整備のための対応に関し、それらの実現に向け、報告書の内容について周知を行うとともに、引き続き、内閣に設置された**デジタル市場競争本部や関係省庁等との連携・協力に積極的に取り組み、競争環境を整備**する。
- スマートフォン以外の商品・サービスを中心とした**新たなエコシステムに関する動向についても注視**し、必要に応じて実態調査を行い、消費者利益を勘案しつつ独占禁止法・競争政策上の問題を明らかにする。
- 様々なレベルで**各国・地域の競争当局等との意見交換**を行い、また、ICN（国際競争ネットワーク）、OECD（経済協力開発機構）等の場も活用しながら、**海外関係当局と継続的に連携**し、競争環境を整備する。

公正取引委員会

デジタル市場競争会議

(事務局：内閣官房)

ルール整備の状況

**オンラインモール・アプリストア
の実態調査報告書**
(令和元年10月)



**デジタルプラットフォーム取引透
明化法案**の方向性の決定
(令和2年1月)



・**同法成立** (令和2年5月)
・オンラインモール・アプリストア分野を対象と
して運用開始 (令和3年4月)

**デジタル広告分野の実態調
査報告書**
(令和3年2月)



デジタル広告分野の競争評価
→同分野をデジタルプラットフォーム取引透
明化法の対象に追加する方針を決定
(令和3年4月)



・**デジタル広告分野を同法の対
象に追加**
・デジタル広告分野における対象事業者を
指定し運用開始
(令和4年10月)

**モバイルOS等に関する実態
調査報告書**
(令和5年2月)



**モバイル・エコシステムに関する
競争評価 最終報告**
(令和5年6月)



・**スマホソフトウェア競争促進法
成立・公布**
(令和6年6月)

背景・趣旨

- スマートフォンが急速に普及し、国民生活及び経済活動の基盤となる中で、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェア（モバイルOS、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン。これらを総称して「特定ソフトウェア」という。）の提供等を行う事業者は、特定少数の有力な事業者による寡占状態である。
- 特定ソフトウェアに係る市場においては、当該事業者の競争制限的な行為によって、公正かつ自由な競争が妨げられている。一方、これらの市場については、新規参入等の市場機能による自発的是正が困難であり、また、独占禁止法による個別事案に即した対応では立証活動に著しく長い時間を要するとの課題があることから、公正かつ自由な競争を回復することが困難である。
- こうした状況を踏まえ、スマートフォンの特定ソフトウェアについて、セキュリティの確保等を図りつつ、競争を通じて、多様な主体によるイノベーションが活性化し、消費者がそれによって生まれる多様なサービスを選択できその恩恵を享受できるよう、競争環境を整備する必要がある。

法律の骨子

（１）規制対象事業者の指定

公正取引委員会は、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者のうち、特定ソフトウェアの種類ごとに政令で定める一定規模以上の事業を行う者を規制対象事業者として指定する（指定を受けた事業者を「指定事業者」という。）。

（２）禁止事項及び遵守事項の整備（事前規制）

特定ソフトウェアを巡る競争上の課題に対応するため、指定事業者に対して、一定の行為の禁止（禁止事項）や、一定の措置を講ずる義務付け（遵守事項）を定める。

（３）規制の実効性確保のための措置

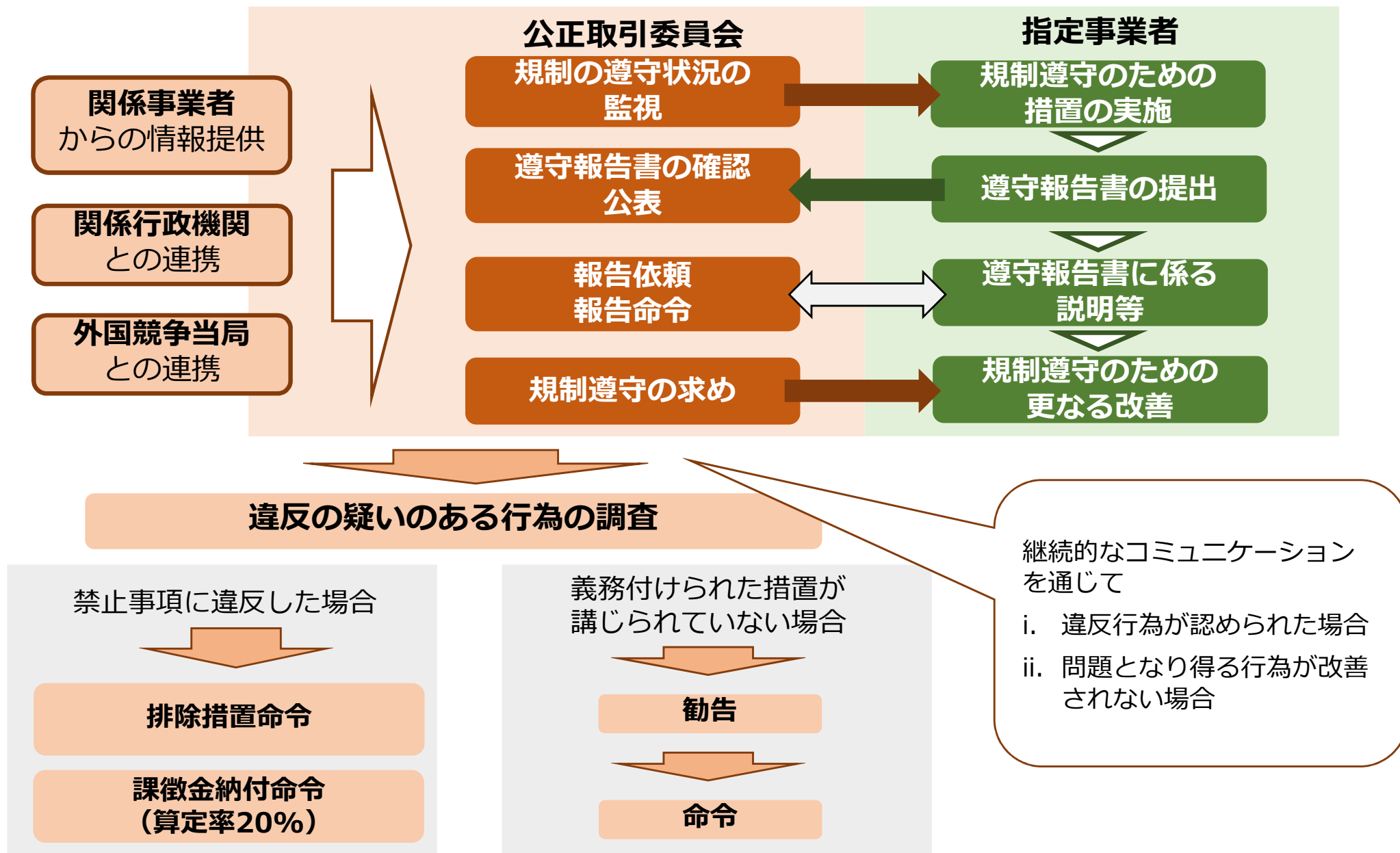
指定事業者による規制の遵守状況に関する報告、関係事業者による情報提供、関係行政機関との連携、公正取引委員会の調査権限や違反を是正するための命令、課徴金納付命令等の規定を整備する。

（４）施行期日

公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、一部の規定を除く。）。

(1) アプリストア間の競争制限	・ アプリストアについて、自社のものに限定するなど、他の事業者がアプリストアを提供することを妨げてはならない。（※ウェブサイトからのアプリの直接のダウンロードを許容することまでは義務付けない）【第7条第1号】 ※ただし、セキュリティ、プライバシー、青少年保護等のために必要な措置であって、他の行為によってその目的を達成することが困難である場合、当該措置を講じることができる（正当化事由）。
指定事業者以外の課金システムの利用制限	・ 他社の課金システムを利用しないことを条件とするなど、他社の課金システムを利用することを妨げてはならない。【第8条第1号】 ※正当化事由あり
アプリ内でのユーザーへの情報提供制限	・ アプリにおいて、ウェブサイトで販売するアイテム等の価格や、ウェブサイトに誘導するリンクを表示することを制限してはならない。 ・ ウェブサイトにおけるアイテム等の販売を妨げてはならない。【第8条第2号】 ※正当化事由あり
アプリ事業者に対する不正な取扱い	・ アプリ事業者によるOSやアプリストアの利用条件、取引の実施について、不当に差別的な取扱いや不正な取扱いをしてはならない。【第6条】
(2) 指定事業者以外のブラウザエンジンの利用禁止	・ 自社のブラウザエンジンの利用を条件とするなど、他のブラウザエンジンの利用を妨げてはならない。【第8条第3号】 ※正当化事由あり
(3) 指定事業者のサービスのデフォルト設定	・ デフォルト設定について、一般利用者が簡易な操作により変更できるようにしなければならない。【第12条第1号イ、第2号イ】 ・ ブラウザや検索等について、他の同種のサービスの選択肢を示す選択画面を表示しなければならない。【第12条第1号ロ、第2号ロ】
(4) 検索における自社のサービスの優先表示	・ 検索結果の表示において、自社のサービスを、正当な理由がないのに、競争関係にある他社のサービスよりも優先的に取り扱ってはならない。【第9条】
(5) 指定事業者による不当なデータの使用	・ 指定事業者が取得した、アプリの利用状況や売上げ等のデータについて、他のアプリ事業者等と競合するサービスの提供のために使用してはならない。【第5条】
(6) OSにより制御される機能への他の事業者のアクセスの制限	・ OSにより制御される機能について、他の事業者が、指定事業者がアプリにおいて利用する場合と同等の性能で利用することを妨げてはならない。【第7条第2号】 ※正当化事由あり
その他	・ データの管理体制等の開示義務【第10条】 ・ データ・ポータビリティのツール提供の義務付け【第11条】 ・ OS、ブラウザの仕様変更等の開示義務等【第13条】

- 従来の独占禁止法の執行とは異なり、**指定事業者やアプリ事業者等のステークホルダーと継続的に対話しながら、ビジネスモデルの改善を求める**新たな規制の枠組み



- 2023年11月に、公正取引委員会は、内閣官房デジタル市場競争本部事務局と連携して、G7の競争当局及び政策立案者のトップ等（以下まとめて「G7の競争当局等」という。）が出席する「G7エンフォーサーズ及びポリシーメイカーズサミット」を開催した（於：東京）。

- ①デジタル分野における競争当局にとっての優先事項・課題及びアプローチ、②デジタルの競争分野における政策取組と枠組の最新状況、③デジタル分野の競争における法律・規制手段の立案及び執行に係る共通の問題や課題、並びに④活動の場を広げるビッグテックにどう対処するかといった議題について、議論が行われた。

- 同サミットでは、G7の競争当局等は、「デジタル競争コミュニケ」を採択した。また、G7の競争当局及びその他の競争当局（※）は共同で、「デジタル市場における競争を促進するための各当局の取組の要約（Compendium）」を更新。

（※） G7に加え、オーストラリア、インド、韓国及び南アフリカ

- 「デジタル競争コミュニケ」においては、デジタル市場における競争を促進し維持するための取組、新たな技術により生じ得る競争上の懸念への取組等についての考え方を示している。
- 「取組の要約（Compendium）」においては、G7等の競争当局の共通の取組等として、例えば以下のものが挙げられている。

- ① 調査、研究又は法執行
- ② 技術専門家を擁するチームの設立
- ③ 法執行ツールの強化や新しい規制の導入のための法改正の検討又は実施
- ④ 国内的及び国際的な規制における協力



共通の視点

- ① 規制の対象を大規模なプラットフォーム事業者に絞る。
- ② 一定の禁止行為・義務付け等を定める事前規制による対応。

	[規制対象]	[規制枠組み]	[ルール整備の動向]
欧州委員会  DMA (デジタル市場法)	コア・プラットフォームサービスを運営するゲートキーパー (GK) に該当する 一定のデジタルプラットフォーム事業者	①禁止行為 (自社優遇、抱き合わせ) ②データ利活用の確保 (データポータビリティ、相互運用性 等) ③合併の事前届出の義務付け	2022年7月採択 2022年11月発効 2023年9月: DPF6社 (Google、Apple、Microsoft、Amazon、Meta、ByteDance) をGKとして指定 2024年3月: GKに対し法遵守義務の発生 2024年5月: Bookingを追加でGKとして指定
ドイツ 連邦カルテル庁  競争制限禁止法 第10次改正(第19a条) 第11次改正	複数市場をまたぐ競争について決定的な重要性 (paramount significance)を持つ事業者	禁止行為 (自社優遇や相互運用性の阻害 等)	2021年1月施行(第10次) 2023年11月施行(第11次) Google、Meta、Amazon、Appleを規制対象に認定 Microsoftにつき調査中
英国 競争・市場庁  Digital Markets, Competition and Consumers Act 2024	DMU(Digital Markets Unit) が指定する、市場での戦略的な地位(strategic market status)を有する事業者	①法的拘束力のある行動要件 (Conduct Requirements) を策定し、義務内容を明確化 ②競争促進的介入 (Pro-Competition Interventions : PCI) 等	2023年4月: 英国議会に法案を提出 2024年5月成立
米国 連邦議会 (注)  American Innovation and Choice Online Act	一定の要件を満たす大規模なデジタルプラットフォーム事業者	①検索、ランキング等における自社優遇を含む差別的取扱いの禁止 ②自社が提供する他の製品・サービスの使用を他者に求めるような自社優遇の禁止 ③相互運用性の制限等の禁止	2023年6月: 米国議会に法案を再提出 (2021年6月に同様の法案が提出されたが、本会議での採決に至らず廃案となった。)

(注) 米国においては法案提出のほか、下記も行われている

- ・ 2023年2月、商務省電気通信情報庁がAppleとGoogle2社のモバイルアプリ市場の競争の促進に向けた提言を公表
- ・ 2020年10月、司法省等がGoogleが検索市場及び検索連動型広告市場における反競争的かつ排他的な行為を通じて独占的地位を違法に維持しているとして訴訟を提起
- ・ 2024年3月、司法省等がAppleがスマートフォンの独占を不当に維持しており米国反トラスト法に違反しているとして訴訟を提起